

## 第9 就職支援に必要な基礎知識

精神障害者の就労支援に関する事業や助成金制度等について説明します。

### 1 法律上の位置づけ

障害者の就労意欲の高まりや、企業のCSR（社会的責任）やコンプライアンス（法令遵守）に対する意識が高まる中、平成17年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という。）の改正に伴い、平成18年4月から精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者を雇用している場合、身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなして、実雇用率の算定対象とすることができるようになりました。

また、平成25年4月から法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えること※等を主な内容とする改正障害者雇用促進法が平成25年6月に成立しました。

※ 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げについては、平成30年4月1日の施行後5年間に限り、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能としている。

### 2 障害者雇用率制度での精神障害者

上述のように、現在のところ、精神障害者は雇用義務制度の対象ではありませんが、企業が実雇用率を算定する際には、週の所定労働時間が30時間以上の精神障害者については1人、短時間労働（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）の精神障害者については0.5人分としてカウントすることができます（表9－1「企業における雇用障害者数の算定方法」）。

表9－1 企業における雇用障害者数の算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5

※ 「精神障害者雇用管理マニュアル」高齢・障害者雇用支援機構（平成23年3月）

### 3 精神障害者に対する雇用支援制度等について

#### (1) 主な支援制度について

精神障害者に対する支援制度について紹介します。

##### イ 精神障害者雇用トータルソポーターによる支援【窓口：公共職業安定所】

精神障害の専門的知識を有する「精神障害者雇用トータルソポーター」を公共職業安定所に配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発などの支援を実施しています。

##### ロ 精神障害者に対する総合雇用支援【窓口：地域障害者職業センター】

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施しています。

##### ハ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業【窓口：公共職業安定所】

障害者雇用に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指します。

##### ニ 障害者試行雇用（短時間トライアル雇用）【窓口：公共職業安定所】

精神障害者等の就職に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深めるため、精神障害等のある求職者が事業主と有期雇用契約を締結し、障害特性に配慮した短時間（週10時間以上）での勤務により、一定の期間（3か月以上12か月以内）をかけて常用雇用への移行を目指します。

##### ホ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業【窓口：地域障害者職業センター】

障害者が円滑に職場適応することができるよう、ジョブコーチが事業所に出向き、障害者及び事業主双方に対して、仕事の進め方やコミュニケーション方法等、職場内における課題改善に向けた支援を行います。地域障害者職業センターに所属するジョブコーチと社会福祉法人等に所属するジョブコーチが各地に配置されています。また、事業主自ら雇用する障害者のために職場適応援助者を配置することができます。

#### (2) 助成金等について【窓口：公共職業安定所又は都道府県労働局】

公共職業安定所等の紹介により障害者を雇用する事業主に助成します。それぞれ要件がありますので、詳細については窓口にお問い合わせください。

##### イ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

障害者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部が

一定期間助成されます。

#### □ 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用経験のない中小企業において、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用する場合に助成するものであり、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としています。

#### ハ 精神障害者等雇用安定奨励金（精神障害者雇用安定奨励金）

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して助成されます。

#### ニ 精神障害者等雇用安定奨励金（重度知的・精神障害者職場支援奨励金）

重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するものであり、重度知的障害者や精神障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

#### 【参考・引用文献】

- ・精神障害者雇用管理マニュアル（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、平成23年3月）
- ・平成25年度版障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 2013）
- ・事業主と障害者のための雇用ガイド 障害者の雇用支援のために 平成23年（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 2011）
- ・雇用の安定のために 平成23年度版（厚生労働省ほか）
- ・新版就業支援ハンドブック（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構2013）
- ・職業リハビリテーション用語集第2版（日本職業リハビリテーション学会2002）
- ・『職業リハビリテーションの基礎と実践』（職業リハビリテーション学会編 2012）
- ・障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書（厚生労働省 2012）
- ・「人に好かれるものの言い方、伝え方のルールとマナー」（日本実業出版社 2006）